

平成 28 年 9 月 30 日

公益社団法人大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

公益社団法人大阪府柔道整復師会
療養費適正化特別対策班

理念 1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：請求額上位 4%の施術所について申請内容を精査した結果、重点確認施術所を抽出し、申請内容の確認作業を実施しています。

報告：対象会員に対しては、10 月 15 日に適正化説明会を行う予定です。

理念 2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：平成 28 年 3 月施術分の初検料のみの申請書件数は 54 件、全体の 0.04%でした。

平成 28 年 4 月施術分の初検料のみの申請書件数は 70 件、全体の 0.05%でした。

平成 28 年 5 月施術分の初検料のみの申請書件数は 71 件、全体の 0.05%でした。

平成 28 年 6 月施術分の初検料のみの申請書件数は 87 件、全体の 0.06%でした。

平成 28 年 7 月施術分の初検料のみの申請書件数は 87 件、全体の 0.06%でした。

平成 28 年 8 月施術分の初検料のみの申請書件数は 72 件、全体の 0.05%でした。

報告：医師への紹介用様式を作成し、協議中です。

理念 3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成 28 年 7 月 8 日、理事会の承認を得て公益社団法人大阪府柔道整復師会療養費適正化特別対策班規程（※別紙）を策定しました。規程に基づき構成員を委嘱し、情報共有体制を構築しています。

報告：平成 28 年 8 月までに相談窓口へ寄せさせた情報は 10 件で、詳細について調査中です。

理念 4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：会員に対し、再度、自主改善を求める通知を平成 28 年 8 月 28 日付で発出しました。改善された広告例を近日中に当会ホームページで公表できるよう準備中です。

報告：平成 28 年 8 月までに相談窓口へ寄せさせた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府医療企画課に 22 件情報提供しています。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、理念4と合わせて適正な往療料の支給要件について指導しています。

報告：保険者からの情報提供に基づき、対象の会員に対して個別説明を行い、改善されたことを確認しました。

その他

- ・平成28年8月までに府内15ブロック（全18ブロック）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催しました。
- ・適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する問い合わせは8月までに延べ888件対応しています。

(別 紙)

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化特別対策班規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府柔道整復師会(以下「本会」という。)における、療養費の適正化及び違法広告に関する指導について必要な事項を定める。

(特別対策班の設置)

第2条 理事会は、前条の業務を適正に執行するため、療養費適正化特別対策班(以下「特別対策班」という。)を置く。

(特別対策班の職務)

第3条 特別対策班は、会員の療養費の適正化に向け、療養費のデータ収集、申請書の縦覧等により請求傾向を分析し、療養費の適正化に対する会員への指導、改善を進める。

(特別対策班の構成及び組織)

第4条 特別対策班の構成員は、次の各号の定めるところにより、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 本会役員 | 3名以内 |
| (2) 外部アドバイザー(有識者) | 3名以内 |
| (3) その他、理事会が必要と認めた者 | 若干名 |

2 特別対策班の班長は、担当副会長がこれに当たる。

(事務局)

第5条 特別対策班の事務は、本会事務局において行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、平成28年7月8日から施行する。